

学校給食費の改定に係る答申について

学校給食費の改定について、令和8年1月27日に帯広市学校給食センター運営委員会より答申を受けたもの。

[以下答申書]

令和8年1月27日

帯広市教育委員会
教育長 村松 正仁 様



帯広市学校給食センター運営委員会
会長 坂本 その



学校給食費の改定について (答申)

令和7年11月11日付け帯教給第180号で諮問を受けたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

審議の結果、学校給食費の改定は妥当であると意見が一致しました。

また、帯広市学校給食センター条例第4条第1項別表に定める学校給食費は、以下の額が適当と考えます。

区分	金額
小学校及び義務教育学校 前期課程	1人1年当たり 60,450円 (1人1日当たり 310円)
中学校及び義務教育学校 後期課程	1人1年当たり 75,855円 (1人1日当たり 389円)

2 答申理由

不安定な世界情勢や全国的な物価高騰の影響により、学校給食で使用する食材価格も上昇が続いており、現行の給食費では、地産地消の推進や、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供することが困難な状況にあると考えます。

こうした状況を踏まえ、今後も地域の食材を活用し、質や量、栄養面に配慮した学校給食を安定的に提供していくためには、上記のとおり給食費を改定することが妥当であるとの結論に至りました。